○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡下郷町大字栄富字上ミ山丁八〇七の三、字馬木沢丁八三六、丁八三九、大字南倉沢字高倉八二九の二（次の図に示す部分に限る。）、大字高薄字石切舘山乙一七七八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町下谷字荒田沢乙一九八一の一三九（国有林）、乙一九八一の九二から乙一九八一の一二二まで、乙一九八一の一六一、字沼下乙二〇五七の二、乙二〇五七の八から乙二〇五七の六九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県本巣市根尾能郷字遊谷九九五の一、根尾越波字下河内東方二九五の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字関山二八九九の一、二八九九の二三、字関川三五七一の一・三五七一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五七一の四、三五七一の六、三五七一の七、緑区小渕字上小渕五六の口、字小渕山九六二の四、九六三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区中野字樋口二〇〇六の九七、字菅ノ沢二〇二七の一二、緑区太井字甲三四・三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三、三六、字庚九〇二の一、九〇三の一、緑区三ケ木字南河岸一四六九の四、緑区青山字外開戸一六八の四、字雷松二〇八二の四、字南山二一四五の一九、緑区根小屋字西金丸二七三九の一八三、二七三九の一八四、字谷戸二八六九の九、二八六九の一二、緑区鳥屋字栗焼沢二三一五の一一、字前後久保三一七三の三、三一八七の三、三一八九の三、三一八九の五、三一九〇の二、三一九六の三、緑区青野原字三ノ谷二五九一、字青野尾三七二九の一、三七三〇の二、三七四一の一、三七四一の四、緑区青根字平丸六八七の一〇、字橋津原一二一八の二から一二一八の五まで、字上青根一九八七の二、二〇四三の二、二〇四四の二から二〇四四の四まで、二〇四六の二、二〇四六の三、二一七五の七、字上裾野二二七七のイ、字下裾野二四五一の五から二四五一の七まで、二四五一の一一から二四五一の一三まで、字音久和二八〇五の四、二九五八、緑区寸沢嵐字小野二一一六の五一、二一一六の五五、緑区千木良字三本木六一七の一（次の図に示す部分に限る。）、緑区小渕字古寺二四二〇、緑区佐野川字小黒二二五五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上青根一九八七の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三ケ木字小吹一七一三の四、緑区佐野川字左川一〇一九の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）